

消防局の組織見直しについて

災害対応力の強化を図るため、消防局の組織見直しを次のとおり行います。

1 組織見直しの内容

(1) 高度救助隊の設置

大規模災害や事故などに際し、特殊な装備と専門的知識・技術を駆使して、迅速に人命救助活動を行う高度救助隊を消防局警防課に設置し、消防体制の強化を図ります。

【高度救助隊】

救助隊の編制、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）に基づき、中核市においては、高度救助隊を1隊以上配置することとされています。

※高度救助隊の要件

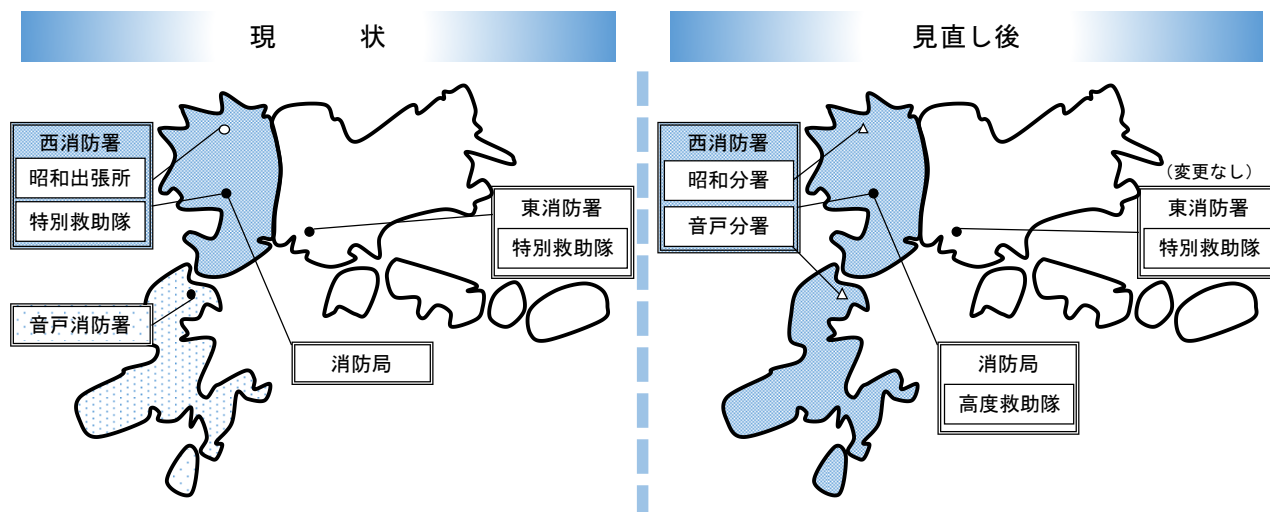
- ・人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員5人以上で編成
- ・上記の省令で定める救助器具を装備
- ・当該救助器具を積載することができる救助工作車1台を配置

(2) 西消防署と音戸消防署の統合等

スケールメリットを生かした柔軟な組織運営により、災害に対する初動対応の強化を図るため、西消防署と音戸消防署を統合するとともに、西消防署昭和出張所及び音戸消防署を課係中間組織である分署として位置付けます。

現行組織					令和2年度 組織案				
局	課	課係 中間	係		局	課	課係 中間	係	
<p>消防局</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防総務課 警防課 <ul style="list-style-type: none"> 警防調査係 救急係 指令第1係 指令第2係 予防課 東消防署 西消防署 <ul style="list-style-type: none"> 南出張所 狩留賀出張所 昭和出張所 音戸消防署 <ul style="list-style-type: none"> 倉橋出張所 					<p>消防局</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防総務課 警防課 <ul style="list-style-type: none"> 警防調査係 救急係 指令第1係 指令第2係 高度救助第1係 高度救助第2係 ※1隊が2交替制で対応するため2係を設置 予防課 東消防署 西消防署 <ul style="list-style-type: none"> 南出張所 狩留賀出張所 昭和分署 音戸分署 倉橋出張所 				

2 管轄区域



3 スケジュール

年度	令和元年度									令和2年度	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
議会					行政報告	条例改正 議案提出					実施
地区	説明会										

4 関係法令等

- (1) 救助隊の編成，装備及び配置の基準を定める省令
- (2) 呉市消防本部及び消防署設置条例（昭和38年呉市条例第44号）

5 実施時期

令和2年4月1日予定